

賃 貸 借 契 約 書

- 1 名 称 宮城県立病院機構本部事務局 軽自動車賃貸借
- 2 賃貸借の物品名 軽自動車1台（別紙仕様書のとおり）
- 3 賃貸借期間 平成26年6月 日から平成29年6月 日まで
- 4 賃 貸 借 料 金*****円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金*****円）
- 5 契約保証金 免除又は金*****円

地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「発注者」という。）と*****（以下「受注者」という。）とは、軽自動車（以下「車両」という。）の賃貸借について、次の条項により契約を締結する。

（契約の趣旨）

第1条 受注者が発注者に対して提供する車両の賃貸借については、別紙仕様書によるものとし、頭書の賃貸借期間について、頭書の賃貸借料で賃貸借を行うものとする。

（賃貸借料）

第2条 車両の賃貸借料は、頭書の金額とし、月別の支払額は、別紙賃貸借料支払内訳書記載の金額とする。

- 2 受注者は、発注者に対して毎翌月初めに前月の賃貸借料を請求するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により、受注者から適法な請求書を受理したときは、その受理した日から起算して30日以内に賃貸借料を受注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、賃貸借期間終了後、賃貸借完了報告書を発注者に提出するものとする。
- 5 発注者は、受注者から賃貸借完了報告書を受理したときは、速やかにその内容を確認し、その結果を受注者に通知するものとする。

（遅延損害金）

第3条 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により賃貸借料金の支払を遅延した場合は、受注者に支払うべき金額について、前条の期間満了の翌日から支払の日まで、年5.0%の割合で計算した遅延損害金を加算して支払うものとする。

（車両の納車及び返車等）

第4条 受注者が提供する車両については、発注者の所在地に納車及び返車することとする。

- 2 受注者は納車の際に提供する車両について必要な説明を行うとともに、車両が正常に運転できるよう調整、修理又は部品の交換等所要の点検を行い、燃料については満タンで納車するものとする。
- 3 発注者は、返車の際に、提供された車両の燃料を満タンにして返車するものとする。

（車両の保守）

第5条 発注者が車両使用時に発生した修繕については、当該事象が発生した都度、発注者が受注者に報告し、受注者は速やかに対応しなければならない。

- 2 受注者は前項の対応について発注者に指示し、発注者はその指示に従わなければならない

ない。

3 前2項に要する費用は、燃料費を除き受注者が負担するものとする。

(車両の交換又は改造)

第6条 車両の交換又は改造が必要な場合は、あらかじめ文書をもって受注者の承諾を得るものとし、その費用については発注者の負担で行うものとする。

(保険)

第7条 仕様書に定める車両等に対する各種保険料は受注者の負担とする。

(賃貸借期間等の変更方法)

第8条 賃貸借期間の変更については、発注者が必要と認める場合に限り、発注者と受注者が協議して定める。

2 賃貸借料の変更については、前項の規定による賃貸借期間の変更又は第6条に規定する改造によるものとし、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

3 前各項の協議開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

4 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(車両の返車)

第9条 発注者は、賃貸借期間満了又は契約の解除により車両を返車する場合は、車両の改造等を行っている場合は原状に回復し、燃料を満タンにして返車するものとする。

2 受注者は、車両に欠陥があった場合は、その旨を文書で確認するものとする。

3 車両の返車に当たっては、別紙仕様書に定めた納車した場所から車両を引き受けるものとする。

(善管義務)

第10条 発注者は、常に善良な管理者として注意をもって、車両を使用及び管理するものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者の故意により車両を滅失又は毀損した場合は、受注者は発注者にその賠償を請求できるものとする。ただし、当該車両を原状に回復した場合は、この限りでない。

(立入権及び機密保持)

第12条 受注者は、発注者の承認を得て、受注者の従業員を車両の納車、保守管理等のため車両の設置場所に立ち入らせることができるものとする。

2 受注者は、前項の立入りに際して得た発注者の業務上の秘密は、これを第三者に漏らしてはならない。

(契約の違反)

第13条 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、相手方に催告を行った後、文書によってこの契約を解除することができるものとする。

(契約の解除)

第14条 発注者は次の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者に契約を履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (2) 受注者について破産の申立てがあったとき。
- (3) 賃貸借車両が使用不能になったとき。

2 前項の場合、発注者は受注者に対して賃借料の全部又は一部を損害賠償又は違約金として充当することができるものとし、これに関する一切の責めを負わないものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、受注者の使用人が受注者の業務として行った行為は、受注者の行為とみなす。

- (1) 受注者の役員等（法人の場合は、非常勤を営む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、受注者に損害が生じても、発注者にその損害の賠償を請求することができない。

(かし担保)

第16条 受注者は、受注者が発注者に貸し付けた車両にかしがあったときは、自己の負担において必要な補修を行い、又は同仕様の他の車両と交換しなければならない。

2 受注者が前項の補修に応じないときは、発注者がこれを行い、その費用を受注者から徴収するものとする。

3 発注者は、賃貸借物件のかしにより損害を受けたときは、その損害の賠償を求めることができる。

(紛争の処理)

第17条 この契約に係る訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(その他)

第18条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年 月 日

発注者

受注者

住所

氏名

(別紙)

賃貸借料支払内訳書

年 月	支 払 金 額	備 考
平成26年 7月分 ～平成29年 6月分	月額△△, △△△円	(×36回)
合計	円	消費税を含む